

師範学校の専門学校程度昇格に伴う教員人事に関する一考察（1）

Empirical Study of Formation Processes of Government-Run Normal Schools Before World War II (1)

小 田 義 隆
Yoshitaka Oda

（ 要 約 ）

本稿は、1943（昭和18）年に、中等レベルの学校であった師範学校が、官立の専門学校程度に昇格したときの教員人事に関する研究である。道府県立師範学校が官立師範学校へと昇格した過程で、中等レベルであった師範学校教諭は、高等教育程度への昇格とともにさまざまな職階に任命されていった。ある師範学校教諭は教授に、ある教諭は助教授に、ある教諭は予科の教諭に任命されていった。しかし、その人事が何を基準にそれらの職階に任命していったのかは、管見のところ、まだ究明されていない。本稿では、その中でも道府県立師範学校長の専門学校程度昇格後の職階に焦点を当てて考察したい。

国立公文書館で発見した第一次資料を駆使し、専門学校程度昇格過程での教員人事における職階決定時の基準を、校長人事の事例に限定して明らかにしようとするものである。

（キーワード）

師範学校、専門学校程度昇格、校長人事

はじめに

1943（昭和18）年、3月6日制定8日公布の師範教育令改正により、師範学校は戦前最大の大変革を遂げた。その大きな転換点は、以下の三点である。

1. 師範学校の目的であった「順良信愛威重ノ氣質」をもつ教員の養成を「皇国ノ道ニ則リテ国民学校教員タルベキ錬成ヲ為ス」ものに転換したこと。
2. 師範学校は道府県立から全て官立に移管され、また、これまでの一部・二部制および専攻科による師範学校を廃止し、中等学校修了者を入学資格とした専門学校程度の学校としたこと。
3. 分立していた男子師範学校と女子師範学校を統合して、官立師範学校のなかに、男子部と女子部を置くこと。

第一点目は、師範学校の目的面での変革であった。戦時下の非常事態中に行われ、この状況に対応する国民学校教師の中核的部分を養成するための改革であったと言われており、「順良信愛威重ノ氣質」をもつ教員養成という森有礼が制定した師範学校令以来の師範学校設置の目的が「皇国ノ道ニ則リテ国民学校教員タルベキ者ノ錬成ヲ為ス」ものに変更されたのであった。

第二点目は、制度面での変革であり、1907（明治40）年から続く師範学校第一部（高等小学校卒業者

を收容し5年間の師範教育を施す課程)・第二部(中学校卒業者を收容し2年間の師範教育を施す課程)による小学校教員養成制度は廃止され、これまで師範学校が養成してきた『師範型』教師の問題¹の解消に期待が持たれた。そして本科3年、予科2年の修業年限である専門学校程度の文部省の直轄学校に昇格した。

三点目は、この変革にともなう師範学校内での組織面での変革であり、従来の男子師範学校と女子師範学校という制度的な枠組みを廃止して一校の師範学校に統合し、その中に男子部と女子部を設置し、各師範学校には、校長・男子部長・女子部長・生徒主事等を配した。また、道府県立であった師範学校が文部省に移管され、これまでの中等教育段階の学校から高等教育段階の学校に昇格したことともない、大幅な教員人事等待遇改善がなされた。

これらの制度改革は、教育審議会の答申および、教育関係団体の昇格運動や民間教育ジャーナリズムにおいて展開された師範学校改革論議の影響を深く受けた改革であった²。この師範学校の大変革は、戦前の師範学校改革の到達点として位置づけられ、戦時下の非常事態における改革であったため、教育の根本的な崩壊に当面せざるをえず³、正規の実態をなすことなく終戦を迎えることとなった。

戦後教育改革では、「大学における教員養成」の理念のもと、師範学校を母体として新制大学における教員養成が始まったが、1943年の改革が実装されなかったために、官立師範学校が新制大学に吸収され発足する際に、「三段跳びの成り上がり者」、「持参金つきの魅力なき嫁」⁴とも評価された。また、教員養成系大学・学部の発足時の教員人事の際に、師範学校教授が助手に格下げされる等、採用・待遇の面で大きな不利益を被った⁵。

このような経緯で、師範学校の専門学校程度昇格は専門学校としての実質が伴わない改革であったと評価されがちであるが、その制度設計にはどのような専門学校像があったのであろうか。専門学校程度で養成される小学校教師の資質をどのようなものに設計したのであろうか。そのことを明らかにすることにより、戦前における小学校教師の資質の到達点を明らかにするとともに、教員の人事異動を追うことによって、教員養成制度の戦前・戦後の連続性をも究明することが出来うと考え、この研究に着手したいと考える。

1. 師範学校専門学校程度昇格に関する諸研究

師範学校の専門学校程度昇格に関する先行研究は、先述の実質をともなわなかった改革であったと評価されたためか極めて少なく、その中でも、代表的なものは以下の四点であると考えられる。

1. 国立教育研究所編『日本近代教育百年史 5』教育研究振興会、1974年。
2. 中内敏夫、川合章編『日本の教師 6 教員養成の歴史と構造』明治図書、1974年。
3. 横畑知己「1943年『師範教育令』に関する一考察」『教育学研究』第54巻第3号、1987年9月。
4. 清水康幸『教育審議会の研究 師範学校改革』野間教育研究所、2000年。

まず、国立教育研究所編『日本近代教育百年史 5』では、教育審議会の議論を引用しつつ、府県立

師範学校の専門学校程度昇格に伴う教員人事に関する一考察（1）

の師範学校が、官立・専門学校程度の師範学校に昇格するまでの議論を師範教育令の改正に焦点をあて、戦時教育体制下の教員養成を通史として論述している。また、新制師範学校発足後の教育内容・方法に関しても、師範学校を前身にもつ大学の学校史などに依拠し学科課程の編成等を論じている。

次に、中内敏夫、川合章編『日本の教師 6 教員養成の歴史と構造』では、大正・昭和戦前期の教員養成の章のなかで、師範学校の官立・専門学校程度昇格に関して、昭和戦前期に多く出された師範学校改革案を分析するとともに、それと並行に審議されていた教育審議会での議論、そして、その帰結としての官立・専門学校程度への昇格と論じている。そしてその改革の意図を「国民学校の発足、それを支える高度国防国家体制樹立への国家的要請が師範学校の『改革』、『昇格』へと導いたと論じ、実体はともなわないが、専門学校に昇格したという制度的既成事実をバネとして大学に昇格していく重要な改革であったと意義づけている。

横畑知己「1943年『師範教育令』に関する一考察」では、師範学校の官立・専門学校程度への昇格過程を、教育審議会専門委員および師範学校長協会の理事長として、師範学校改革に精力を注いだ三国谷三四郎による昇格運動の展開に焦点を当て論じている。ここでは、三国谷の昇格運動が、師範学校改革の歴史的役割を果たしたことを実証している。

さらに、清水康幸『教育審議会の研究 師範学校改革』では、教育審議会での審議を詳細に分析している。その結果としての新制師範学校の発足による制度的な変化も描写されている。本稿が焦点をあてる師範学校専門学校程度昇格にともなう教員人事に関する分析も、『教育週報』などの教育ジャーナリズムの記述から、全国レベルでの大枠など判明する限りの事が分析されている。しかし、その具体的な手続きに関する詳細はまだ明らかになっていない。

そこで本稿では、師範学校の専門学校程度昇格にともなう教員人事のうち校長に焦点を当て、国立公文書館に所蔵された一次資料を中心に、先行研究で判明されていなかったところを補うとともに考察を進めたいと思う。

2. 官立師範学校における校長人事

師範学校の専門学校程度昇格は、これまでの師範学校における制度的な問題を解決する画期的な出来事であった。すなわち、師範学校の一部二部論争の解決である。高等小学校卒業生を入学資格とする師範学校第一部と、中等学校卒業生を入学資格とする師範学校第二部の間で、どちらが優れた小学校教師を輩出するかという論争である。

1925年から設置された師範学校専攻科は、師範学校を高等教育へ昇格させる素地を作り、1943年に中等学校卒業生を入学資格とする専門学校程度へ昇格させることによって一気に、師範学校の一部二部論争は解決したのであった。以下は、1942年の道府県立師範学校長と1943年の官立師範学校長の一覧である。この表により、『教育週報』を中心とした教育ジャーナリズムの記述に依拠していたこれまでの先行研究に付された資料に、公文書の第一次資料による裏付けが出来たといえよう。(表1)

高田短期大学紀要第28号

(表1) 府県立師範学校長及び官立師範学校校長一覧

道府県立学校名	昭和17年校長	昭和18年校長	*** (注)	前任校長	男・女 子部長	部長
北海道札幌師範学校	府瀬川龍司	北海道第一師範学校	福渡熊雄	2 北海道函館師範学校校長	男子部長 女子部長	山崎久藤 西村虎之助
北海道女子師範学校	西村虎之助	北海道第二師範学校	岩本茂一	不明		福島県青年学校教員養成所長
北海道函館師範学校	福渡熊雄	北海道第三師範学校	黒金厚美	不明		岡山県青年学校教員養成所長
北海道旭川師範学校	中村友平					
青森県師範学校	渡辺廣實	青森師範学校	井東豊彦	2 山形師範学校校長	男子部長 女子部長	渡辺廣實 三浦茂
青森県女子師範学校	三浦茂					
岩手県師範学校	板倉操平	岩手師範学校	高橋勝一	2 大阪府女子師範学校校長	男子部長 女子部長	荒木精一 伏見文雄
岩手県女子師範学校	森岡文策					
宮城県師範学校	山本昇	宮城師範学校	山本昇	2 宮城県師範学校兼青年学校教員養成所長	男子部長 女子部長	中村友平 近衛主實
宮城県女子師範学校	丹澤美助					
秋田県師範学校	青原信治	秋田師範学校	後藤眞造	2 神奈川県師範学校校長	男子部長 女子部長	野木村規矩二 板谷廣平
秋田県女子師範学校	小川卓智					
山形県師範学校	井東豊彦	山形師範学校	太田章一	2 千葉県師範学校校長	男子部長 女子部長	荻野操 小野左恭
山形県女子師範学校	小野左恭					
福島県師範学校	岩本茂一	福島師範学校	長岡弥一郎	2 文部省教学官	男子部長 女子部長	大川房吉 津川正美
福島県女子師範学校	大川房吉					
茨城県師範学校	磯野清	茨城師範学校	磯野清	2 茨城県師範学校校長	男子部長 女子部長	齋藤鶴重 関野善三
茨城県女子師範学校	野田貞雄					
栃木県師範学校	大野(鹿幸) 叡	栃木師範学校	志木義晴	2 文部省教学官	男子部長 女子部長	本橋伝治 三木康至
栃木県女子師範学校	三木康至					
群馬県師範学校	近森幸衛	群馬師範学校	橋本重次郎	2 東京高等師範学校教授	男子部長 女子部長	青原信治 富岡真一
群馬県女子師範学校	富岡真一					
埼玉県師範学校	三田主市	埼玉師範学校	岡田恒輔	1 第七高等学校造士館長	男子部長 女子部長	白石操一 三浦義雄
埼玉県女子師範学校	瀬谷義夫					
千葉県師範学校	太田章一	千葉師範学校	守内喜一郎	2 広島高等師範学校教授	男子部長 女子部長	渡辺平三郎 山中肇
千葉県女子師範学校	額田登					
東京府青山師範学校	三國谷三四郎	東京第一師範学校	藤本萬治	2 山口高等学校長	男子部長 女子部長	真野常雄 額田登
東京府女子師範学校	加藤寛亮					
東京府豊島師範学校	中島正勝	東京第二師範学校	岩波喜代登	不明		静岡県静岡師範学校校長
東京府大泉師範学校	鈴木正明	東京第三師範学校	小野貞助	不明		滋賀県師範学校校長
神奈川県師範学校	石畑眞一	神奈川師範学校	木下一雄	2 国民錬成所指導官兼文部省教学官	男子部長 女子部長	石野梯 松波直之助
神奈川県女子師範学校	後藤眞造					
新潟県新潟師範学校	今井嘉福	新潟第一師範学校	加藤寛亮	2 東京府女子師範学校校長	男子部長 女子部長	関谷清吉 櫻井香織
新潟県長岡女子師範学校	櫻井香織					
新潟県高田師範学校	本橋伝次	新潟第二師範学校	熊谷美登利	不明		長野県師範学校校長
富山県師範学校	片岸初見	富山師範学校	福富正吉	不明		岡山県師範学校校長
富山県女子師範学校	谷本武夫					
石川県師範学校	田澤次郎	石川師範学校	清水曉昇	2 愛知県第一師範学校校長	男子部長 女子部長	田澤次郎 清水敬治
石川県女子師範学校	植村光治郎					
福井県福井師範学校	林重信	福井師範学校	林伝次	不明		愛媛県師範学校校長
福井県鯖江女子師範学校	日下恒					
山梨県師範学校	眞野常雄	山梨師範学校	府瀬川龍司	不明		北海道札幌師範学校校長
山梨県女子師範学校	川上喜市					
長野県師範学校	熊谷美登利	長野師範学校	鈴木正明	2 東京府大泉師範学校校長	男子部長 女子部長	影山勝造 戸田克己
長野県女子師範学校	戸田克己					
岐阜県師範学校	藤原睦治	岐阜師範学校	近藤鷲	2 山口女子専門学校校長	男子部長 女子部長	藤原睦治 吉田政一
岐阜県女子師範学校	吉田政一					
静岡県静岡師範学校	岩波喜代登	静岡第一師範学校	正田隆	2 兵庫師範学校校長	男子部長 女子部長	福山富雄 田中宗市
静岡県女子師範学校	田中宗市					
静岡県浜松師範学校	栗村虎雄	静岡第二師範学校	木暮安太	不明		三重県師範学校校長
愛知県第一師範学校	清水曉昇	愛知第一師範学校	坂井喚三	2 文部省教学官	男子部長 女子部長	山岸五平 玉置寛平
愛知県女子師範学校	福田隆四郎					
愛知県岡崎師範学校	中島桂藤	愛知第二師範学校	福田隆四郎	不明		愛知県女子師範学校校長
三重県師範学校	木暮安太	三重師範学校	杉山隆二	2 山梨高等工業学校教授	男子部長 女子部長	中島桂藤 瀬谷鶴夫
三重県女子師範学校	前田恒治					
滋賀県師範学校	小野貞助	滋賀師範学校	今井嘉福	不明		新潟県新潟師範学校校長
滋賀県女子師範学校	角田隆六					
京都府師範学校	北川久五郎	京都師範学校	北川久五郎	2 京都府師範学校兼青年学校教員養成所長	男子部長 女子部長	片岸初見 富田規矩一
京都府女子師範学校	富田規矩一					
大阪府天王寺師範学校	橋本純太	大阪第一師範学校	熊木捨治	2 高岡高等商業学校校長	男子部長 女子部長	池田晋吾 植村光治郎
大阪府女子師範学校	高橋勝一					
大阪府池田師範学校	結城権兵衛	大阪第二師範学校	大野(鹿幸) 叡	不明		栃木県師範学校校長
兵庫県師範学校	正田隆	兵庫師範学校	勝部謙造	1 広島高等師範学校教授	男子部長 女子部長	林礼二郎 小川卓弥
兵庫県明石女子師範学校	佐伯千尋					
奈良県師範学校	林鎌次郎	奈良師範学校	林鎌次郎	不明		奈良県師範学校
奈良県女子師範学校	石野梯					
和歌山県師範学校	大西郷	和歌山師範学校	大西郷	不明		和歌山県師範学校
和歌山県女子師範学校	山崎英次郎					
鳥取県師範学校	齋藤鶴重	鳥取師範学校	栗村虎雄	不明		静岡県浜松師範学校校長
鳥取県女子師範学校	岡野徳右三門					
鳥根県師範学校	渡辺平三郎	鳥根師範学校	板倉操平	不明		岩手県師範学校校長
岡山県師範学校	福富正吉	岡山師範学校	横田純太	2 大阪府天王寺師範学校校長	男子部長 女子部長	上岡直一 加藤初雄
岡山県女子師範学校	黒金厚美					
広島県師範学校	山下直平	広島師範学校	山下直平	2 広島県師範学校校長	男子部長 女子部長	伊藤法俊 柴元彦太郎
広島県三原女子師範学校	及川弥平					
山口県師範学校	山本隆一	山口師範学校	三田主市	2 埼玉師範学校校長	男子部長 女子部長	酒井寛 及川弥平
山口県女子師範学校	河合祥吾					
徳島県師範学校	甲藤義治	徳島師範学校	甲藤義治	不明		徳島県師範学校
徳島県女子師範学校	佐藤仙一郎					
香川県師範学校	中川竹次郎	香川師範学校	原房孝	2 東京高等師範学校教授	男子部長 女子部長	青木勇三 井上忠義
香川県女子師範学校	井上忠義					
愛媛県師範学校	林伝次	愛媛師範学校	佐伯千尋	2 兵庫県明石女子師範学校	男子部長 女子部長	武政房吉 上地亀蔵
愛媛県女子師範学校	武政房吉					
高知県師範学校	白石操一	高知師範学校	池上弘	不明		鹿児島県師範学校校長
高知県女子師範学校	山根邦夫					
福岡県福岡師範学校	上田剛	福岡第一師範学校	中島正勝	2 東京府豊島師範学校校長	男子部長 女子部長	相原克己 山根邦夫
福岡県女子師範学校	米田登					
福岡県小倉師範学校	小倉邦夫	福岡第二師範学校	小倉邦夫	不明		熊本県師範学校校長
佐賀県師範学校	林礼二郎	佐賀師範学校	白井敏輔	不明		佐賀県女子師範学校校長
佐賀県女子師範学校	白井敏輔					
長崎県師範学校	長谷川亀太郎	長崎師範学校	石畑眞一	2 神奈川県師範学校校長	男子部長 女子部長	渡辺唯雄 芳野泰昌
長崎県女子師範学校	三谷善治郎					
熊本県師範学校	小倉邦夫	熊本師範学校	綱直男	2 成城高等学校校長	男子部長 女子部長	野田剛夫 三谷善治郎
熊本県女子師範学校	松阪富之助					
大分県師範学校	池田晋吾	大分師範学校	上田剛	2 福岡県福岡師範学校校長	男子部長 女子部長	黒田英一郎 柴田美福
大分県女子師範学校	西岡源七					
宮崎県師範学校	丹直龍	宮崎師範学校	長谷川亀太郎	不明		長崎県師範学校校長
宮崎県女子師範学校	上地亀蔵					
鹿児島県師範学校	池上弘	鹿児島師範学校	結城権兵衛	2 大阪府池田師範学校校長	男子部長 女子部長	有馬謙次 田辺良助
鹿児島県女子師範学校	田邊良助					
沖縄県師範学校	大浦正寛	沖縄師範学校	野田貞雄	不明		茨城県女子師範学校校長
沖縄県女子師範学校	西岡一義					

注1. 国立公文書館所蔵「高等官選退(北海道第一師等 福渡熊雄外3名)校長に在り」をもとに作成

3. 官立師範学校長の任用資格

師範学校の専門学校程度昇格の際に任命された官立師範学校長の任用資格についてであるが、「文部省直轄諸学校官制」⁶、「文部省直轄諸学校長任用ノ件」⁷ および「師範学校に関する要綱」に規定されている。

<p>文部省直轄諸学校官制 勅令第八十六号（明治二十六年八月二十五日）</p> <p>第七条 校長ハ勅任又ハ奏任トス文部大臣ノ命ヲ承ケ校務ヲ掌理シ所属職員ヲ監督ス</p>
<p>文部省直轄諸学校長任用ノ件 勅令第二百三十七号（大正二年六月十三日）</p> <p>文部省直轄諸学校長ハ勅任教官ノ職ニ在リタル者又ハ三年以上奏任教官ノ職ニ在リタル者ノ中ヨリ文官高等試験委員ノ銓衡ヲ経テ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得</p>
<p>師範学校ニ関スル要綱</p> <p>十五 師範学校長ハ勅任又ハ奏任、教頭及寮主監ハ奏任、教授及寮監ハ奏任待遇、助教授ハ判任官待遇トスルコト</p>

これらの規定により、文部省直轄学校長の資格は、「高等官官等俸給令」⁸の第一条に規定されている勅任官および奏任官であることが最低基準であることがわかる。また、奏任官であっても3年の在職が官立に昇格した学校長の任用基準であった。さらに、官立師範学校長に任命された者の特徴として、奏任官の中でも高等官三等に任用されていることが挙げられる。

高等官三等の者を、師範学校長に任命した理由は、官立、専門学校程度に昇格と共に、官立学校長の官等を、一等官もしくは二等官に任命したいという意図があったと考えられる。

また、師範学校長の任用は、文官任用令第二条、第七条第二項にも影響を受けている。

<p>文官任用令</p> <p>第二条 勅任文官ハ……中略……奏任文官トシテ二年以上高等官三等ノ職ニ在リタル者ヨリ之ヲ任用スル</p> <p>第七条 教官、技術官其ノ他特別ノ學術技芸ヲ要スル文官ハ高等官ニ在リテハ高等試験委員、判任官ニ在リテハ普通試験委員ノ銓衡ヲ経テ之ヲ任用ス</p> <p>2 学校長ハ前項ノ規定ニ依リ之ヲ任用スルコトヲ得</p>
--

官立師範学校長は、文部次官より高等試験委員長に照会され銓衡を経て任用される。校長候補者は、銓衡される資格の有無をここでチェックされる。銓衡者リストとして、銓衡案が高等試験委員長宛に提出され、文官任用令第二条に則り、勅任官に任命できるかを判定するための資料として、「在職年数調」（図1）が付されている。

(図1) 奏任官在職年数調

官等	叙等年月日	在職年数	氏名
三	昭和八、二一	九年五月	松城 横兵衛
三	昭和六、五一	十年十二月	石田 真一
三	昭和四、一一	十四年三月	中島 正勝
三	昭和六、一一	十二年三月	佐伯 千尋
三	昭和九、一一	九年三月	三田 正市
三	昭和六、一一	十二年三月	山下 直平
三	昭和六、一一	十二年三月	横田 純太
三	昭和六、一一	十二年三月	北川 久五郎
三	昭和五、一一	十三年五月	杉山 隆二
三	昭和五、一一	十三年五月	坂井 隆三
三	昭和七、一一	七年五月	正田 隆三
三	昭和七、一一	七年五月	清水 正明
三	昭和七、一一	七年五月	加藤 健亮
三	昭和七、一一	七年五月	木下 一雄
三	昭和七、一一	七年五月	日本新聞社
三	昭和九、一一	八年六月	宇田 善一郎
三	昭和九、一一	八年六月	志水 義晴
三	昭和九、一一	八年六月	破 鏡 清
三	昭和七、一一	十一年四月	長岡 彌一郎
三	昭和七、一一	十一年四月	太田 章一
三	昭和七、一一	十一年四月	徳藤 崇造
三	昭和七、一一	十一年四月	山本 昇
三	昭和七、一一	十一年四月	高橋 勝一
三	昭和七、一一	十一年四月	井東 豊彦
三	昭和七、一一	十一年四月	樋渡 熊雄
三	昭和七、一一	十一年四月	氏 名

出典：「高等官進退（北海道第一師等 樋渡熊雄外33名）校長に任ず」

この「在職年数調」には、①現官等②叙等年月日③在職年数④氏名が記されている。これらの項目は、各道府県立師範学校長を、官立師範学校長の任用基準である勅任官に任命することが出来るかを判定するために付されており、項目③が、官立師範学校長任用に関しての最重要なファクターとなっていたと考えられる。図1を概観するに、高等官三等に叙された年月日が記されているが、全て「奏任文官トシテ二年以上高等官三等ノ職ニ在リタル者」として在職しており、勅任官に任用される条件を満たしていると言える。

4. 官立師範学校における校長人事にみる特徴

上記の資料（表1）から、師範学校令改正によって師範学校が専門学校程度の官立の直轄学校に昇格した際の、校長人事に見る特徴を見てみたい。まず、103校あった道府県立師範学校及び女子師範学校が56の官立師範学校に統合され、校長と男子部・女子部長を置いた。もともと道府県立師範学校長を務めていた者のうち、そのまま横滑りで、昇格後の官立師範学校長に任命された師範学校長は、宮城師範学校長山本昇、京都師範学校長北川久五郎、奈良師範学校長林謙次郎、和歌山師範学校長大西郷、広島師範学校長山下直平、徳島師範学校長甲藤義治、佐賀師範学校長白井敏輔の7名であった。また、道府県立師範学校長から官立師範学校男子部長・女子部長に任命された師範学校長は32名である。

次に、既存の高等教育機関の校長や教授から官立師範学校長に任命された事例は10師範学校であった。ここで、既存の高等教育機関から官立師範学校長に任命された校長の経歴から、官立師範学校長の特徴を考察する。国立公文書館所蔵の「高等官進退（北海道第一師等 樋渡熊雄外33名）校長に任ず」⁹に付された、熊本師範学校長に任命された銅直勇の履歴書をもとに分析したい。銅直は、他の官立高等教育機関から官立師範学校長に任命されて校長と違い、私立の高等教育機関からの官立師範学校長に任命

師範学校の専門学校程度昇格に伴う教員人事に関する一考察（1）

された経歴を持つ。銅直の経歴を分析することによって、前節で明らかになった「勅任教官であること」という官立師範学校長任用要件以外の任用基準が浮き彫りになると考える。

銅直は、1889（明治22）年生まれで、本籍地が熊本県熊本市薬園町であった。1906（明治39）年熊本県立中学済々黌を卒業後、広島高等師範学校国語漢文科に入学する。修身科、教育科、国語及漢文科の教員免許を取得し卒業後、和歌山県立粉河中学校教諭に奉職した後、京都帝国大学文科大学哲学科に入学し、卒業後京都市に奉職する。その後、京都帝国大学大学院に入学し、米田庄太郎・西田幾多郎に師事する。龍谷大学で講師嘱託の後、成城第二中学校教諭に採用される。そして成城大学の教授となった後、成城学園の理事、成城小学校・成城幼稚園・成城高等女学校・成城高等学校長事務取扱等を歴任した。

これらの経歴から、官立師範学校長の任用条件としてあげられる特徴として、中等学校での教育歴を持つことを条件とし、なおかつ高等師範学校、帝国大学等の高等教育機関における研究経験が必要であったと考えられる。

さらに、官立師範学校長に教育行政官を採用している点も注目される。文部省の教学官など、中央省庁の役人が新たに校長に任命される事例は、4師範学校であった。このことは、教育行政官として「専門学務局または普通学務局に属してその事務を掌り、兼ねて学事の視察・監督を掌る」[※] 行政官としての能力が、師範学校長の資質として必要になってきていることを意味する。

まとめ

1943（昭和18）年3月、師範教育令が改正され、師範学校は戦前最大の大変革を遂げた。この改正により師範学校は、これまでの中等教育レベルの学校から、専門学校程度の高等教育機関に昇格した。それにともない道府県立から官立に移管された。

本稿では、全国の道府県立師範学校長及び、官立に昇格後の師範学校長、男子部長、女子部長の一覧を作成し、文部省直轄学校となった師範学校の校長任用資格を考察した。官立師範学校長の任用資格は、既存の文部省直轄諸学校の校長任用要件において最上級の資格基準を採用した。既存の専門学校以上の直轄諸学校の校長は、勅任官または奏任官に3年以上在職していることと規定されたが、官立師範学校長に関しては、高等官二等以上の勅任官を任用資格とした。これらの制度設計は、師範学校を高等教育機関に位置づける並々ならぬ意気込みが感じられる。

また、官立師範学校長や師範学校教授の資質に関しても変化がうかがえる。これまでの師範教育を中心とした資質に付け加え、教育行政官や、研究者を任用し、教育・研究・行政との連携を守備範囲に押さえた高等教育機関を目指し、教員養成を展開する制度設計がなされたのではないかと考える。

本稿においては、師範学校の官立への移管及び専門学校程度昇格における校長人事を中心にながめたにとどまり、その他の官立師範学校教授、助教授、教諭、訓導等の人事については、これを別の機会に譲ることとした。本稿で論じた制度転換により、官立師範学校が養成しようとした教師像の一端を読み取ることが出来たが、官立師範学校が目指した教員養成像の全貌は、その他の教員人事の分析の後、総括して論じたいと考える。

註

- 1 小田義隆『師範学校改革論議に関する歴史的研究』博士論文、60-62頁。
- 2 中内敏夫・川合章編『日本の教師6 教員養成の歴史と構造』明治図書、1974年、231頁。
- 3 同上、233頁。
- 4 神戸大学教育学部五十年史編集委員会編集『神戸大学教育学部五十年史』神戸大学紫陽会、2000年、175頁。
- 5 同上、178-187頁。
- 6 秋田鉱山専門学校編『秋田鉱山専門学校一覧 大正2-自大正15至16年〔第1冊〕』1913年、18頁。
- 7 同前、24頁。
- 8 山口高等商業学校編『山口高等商業学校一覧 自大正15至16年〔第15冊〕』1926年、23頁。
- 9 文部省大臣官房秘書課作成、1943年3月19日。
- 10 海後宗臣『日本近代教育史事典』平凡社、1971年、39頁。

付記

本研究は、平成19年度科学研究費補助金（若手スタートアップ）の助成を得ている。